

最高裁秘書第2836号

令和4年9月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和4年6月20日付け（同月23日受付、第040228号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づいて作成した、令和3年度における留学実施状況等及び令和3年度中に離職した者に関する報告を含む、人事院宛の一連の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）